

保護者の皆様

高浜市立港小学校
校長 神谷 理

南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表時の対応について

日頃より本校の教育活動に対して、ご理解とご協力をいただいておりますことに心よりお礼申し上げます。
さて、気象庁は、平成29年11月1日から、当面の間、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わず、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、その運用が開始されました。
つきましては、本情報の運用に伴い、本校における授業等の取扱等を下記のとおりとします。
なお、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合は、どの条件であっても、高浜市教育委員会から各校へ情報の伝達を行い、状況によって対応を指示されます。
今後も、児童の安全確保に向け、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の発表	条件①	通常通り			
	条件②	原則通常通り			
		発表された情報の緊急度（災害リスクの切迫度）に応じて、以下の対応をする場合がある。 （対応の内容を保護者にメールで知らせる。）			
		在校中	登下校時・授業後	校外学習時	在宅中
		<ul style="list-style-type: none"> ・授業を中止し、教室待機。 ・保護者引き渡し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が校区を巡視し、速やかに帰宅をするよう子どもに呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当学級・学年に帰校を指示する。 ・帰校後、保護者引き渡し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休校を指示する。
条件③	通常通り				

〈参考〉

1 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表条件

条件①：南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。

条件②：観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。

条件③：南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではないと評価された場合。

（※1）：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。

2 「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」について

「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」は「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合のものであり、学校として対応は行わない。

（臨時）と混同しないよう注意すること。